Grant Thornton
An instinct for growth

中国税務速報

2018 年 7 月 20 日

1. 中華人民共和国国家発展改革委員会、中華人民共和国商務部令第 18 号外商投資準入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 版）

「外商投資準入特別管理措置（ネガティブリスト）（2018 年版）」がすでに党中央、国務院から許可され、今回公布されます。2018 年 7 月 28 日から執行します。2017 年 6 月 28 日に国家発展改革委員会、商務部が公布した「外商投資産業指導目録（2017 年修正）」の中の外商投資準入特別管理措置（外商投資準入ネガティブリスト）が同時に廃止されました。外商投資産業目録の継続執行を奨励します。

http://www.ndrc.gov.cn/gzdt/201806/t20180628_890749.html

2. 国家税務総局による「納税人預金口座・口座番号報告表」の様式を修正する公告

税務機関改革の要求に適応するため、国家税務総局は「納税人預金口座・口座番号報告表」を修正しました。以下のとおり公告を行います。

1）生産、経営に従事する納税人は法律により主管税務機関に銀行口座番号を報告する時、修正された「納税人預金口座・口座番号報告表」を使用します。
2）本公告は 2018 年 7 月 5 日から執行します。国税機関と地税機関が合併する以前に、「国家税務総局による全国統一税収執法文書様式を発行する通知」（国税発〔2005〕179 号）の規定により執行します。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3565223/content.html

3. 財政部　税務総局　科技部による企業委託国外研究開発費用税前加算控除の関連政策問題についての通知

企業が研究開発投入を増大させることを激励し、イノベーションの能力と開放への協力を強化するため、企業が国外に研究開発活動を委託する時発生した開発費用（以下研究開発費用と略称します）を企業所得税の計算時に加算控除する関連政策問題について以下の通知を行います。

1）国外に研究開発活動を委託する時発生した開発費用について、実際発生額の 80%で委託方の委託国外研究開発費用に計上します。委託国外研究開発費用が国外で条件に合致する研究開発費用の三分の二を超えない限り、規定により企業所得税の計算時に加算控除できます。

上述の費用の実際発生額は独立企業原則により確認する必要があります。委託側は受託側と関連関係があれば、委託側に研究開発費用支出明細状況を提供する必要があります。

2）国外に研究開発活動を委託する時、技術開発契約書を締結する必要があります。委託側が科技行政主務部門で登録します。関連事項は技術契約書認定登録管理方法及び技術契約書認定規則により執行します。

3）企業は年度申告をして、優遇を受ける時、「国家税務総局による修正した〈企業所得税優遇政策事項処理方法〉を公布する公告」（国家税務総局公告 2018 年第 23 号）の規定により関連手続きをして、審査・調査の参考のため関連資料を保存します。

4）企業は委託国外研究開発費用及び審査・調査の参考のため保存する資料の真実性、合法性に対して法律責任を負います。

5）委託国外研究開発費用の加算控除のその他の政策規範と管理要求は「財政部　国家税務総局　科技部による研究開発費用を税前に加算控除する政策の完全化に関する通知」（財税〔2015〕119 号）、「財政部　税務総局　科技部による科学技術型中小企業の研究開発費用を税前に加算控除する比率の向上に関する通知」（財税〔2017〕34 号）及び「国家税務総局による企業研究開発費用を税前に加算控除する政策の関連問題に関する公告」（国家税務総局公告 2015 年第 97 号）等の文書の規定により執行します。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.

6）本通知の中の国外に委託する研究開発活動は国外の個人に委託する研究開発活動を含みません。

7）本通知は 2018 年 1 月 1 日から執行します。財税〔2015〕119 号文書第二条“企業が国外機関・個人に研究開発活動を委託する時に発生した開発費用の加算控除不可”に関する規定は同時に廃止されました。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3544428/content.html

4. 国家税務総局による区域を超える税務事項の報告検査理関連問題を明確にする公告

国税・地税徴収管理体制改革の要求に適応するため、新しく税務機関が開業した後地域を超える税務事項の報告検査管理関連事項について以下の公告を行います。

1）納税人は省（自治区、直轄市と計画単列市）を越えて臨時に生産経営活動に従事する場合、機関所在地の税務機関に「地域を超える税務事項報告表」を記入・申告します。

2）納税人の地域を超える経営契約書を延期する場合、経営地・機関所在地の税務機関に報告検査管理有効期限を延期する手続きができます。

3）区域を越える報告検査管理事項の報告、報告検査、延期、フィードバック等の情報は、情報システムを通じて機関所在地と経営地の税務機関の間に送り伝えられます。リアルタイムで共有します。

4）納税人は初めて経営地で税務事項を処理する時、経営地の税務機関に区域を越える税務事項を報告検査します。

5）納税人の区域を越える経営活動が完成した後、経営地の税務機関の納税額及びその他の税務事項を清算する必要があります。経営地の税務機関に「経営地の税務事項フィードバック表」を記入・申告します。

経営地の税務機関は「経営地の税務事項フィードバック表」を確認した後、早急に関連情報を機関所在地の税務機関にフィードバックします。納税人は機関所在地の税務機関に報告する必要はありません。

6）機関所在地の税務機関は専門職位を設置します。経営地の税務機関からのフィードバックを受信し、早急に適当な方式で納税人に知らせます。適時に納税人の控除された税額、経営地で前納した税額及び未前納の税額に対して分析・照合します。疑問点を発見すれば、早急にリスク管理部門・検査部門に移送します。管理部門・検査部門が応対します。

7）本公告は 2018 年 7 月 5 日から執行します。国税機関と地税機関が合併する以前に、上述の事項は「国家税務総局による区域を越える税務事項報検管理制度をイノベーションする通知」（税総発〔2017〕103 号）の規定により執行します。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3565286/content.html

5. 財政部　税務総局による 2018 年一部の業界に増値税繰越税額を還付する関連税務政策の通知

経済を高品質に発展させるため、2018 年一部の業界に増値税期末繰越税額を還付します。関連事項について以下の通知を行います。

1）期末繰越税額が還付される業界・企業の範囲

増値税期末繰越税額を還付する業界は装備製造等の先進製造業界、研究開発等の現代サービス業界と電力送配電会社を含みます。

2）期末繰越税額が還付される納税人の条件

期末繰越税額が還付される納税人の納税信用等級は A 級と B 級です。

3）期末繰越税額の還付に関する計算

納税人は主管税務機関に期末繰越税額の還付を申請します。当期還付された期末繰越税額は納税人が申請する時の上期の期末繰越税額と還付比率により計算されます。また、納税人の 2017 年末期末繰越税額を上限とします。詳細は以下のとおりです。

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.

還付できる期末繰越税額＝納税人が申請する時の上期の期末繰越税額×還付比率

還付できる期末繰越税額は 2017 年期末繰越税額を超えない時、当期還付される期末繰越税額は還付できる期末繰越税額です。還付できる期末繰越税額は 2017 年期末繰越税額を超える時、当期還付される期末繰越税額は 2017 年期末繰越税額です。

http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3556358/content.html

© Grant Thornton Japan. All rights reserved.